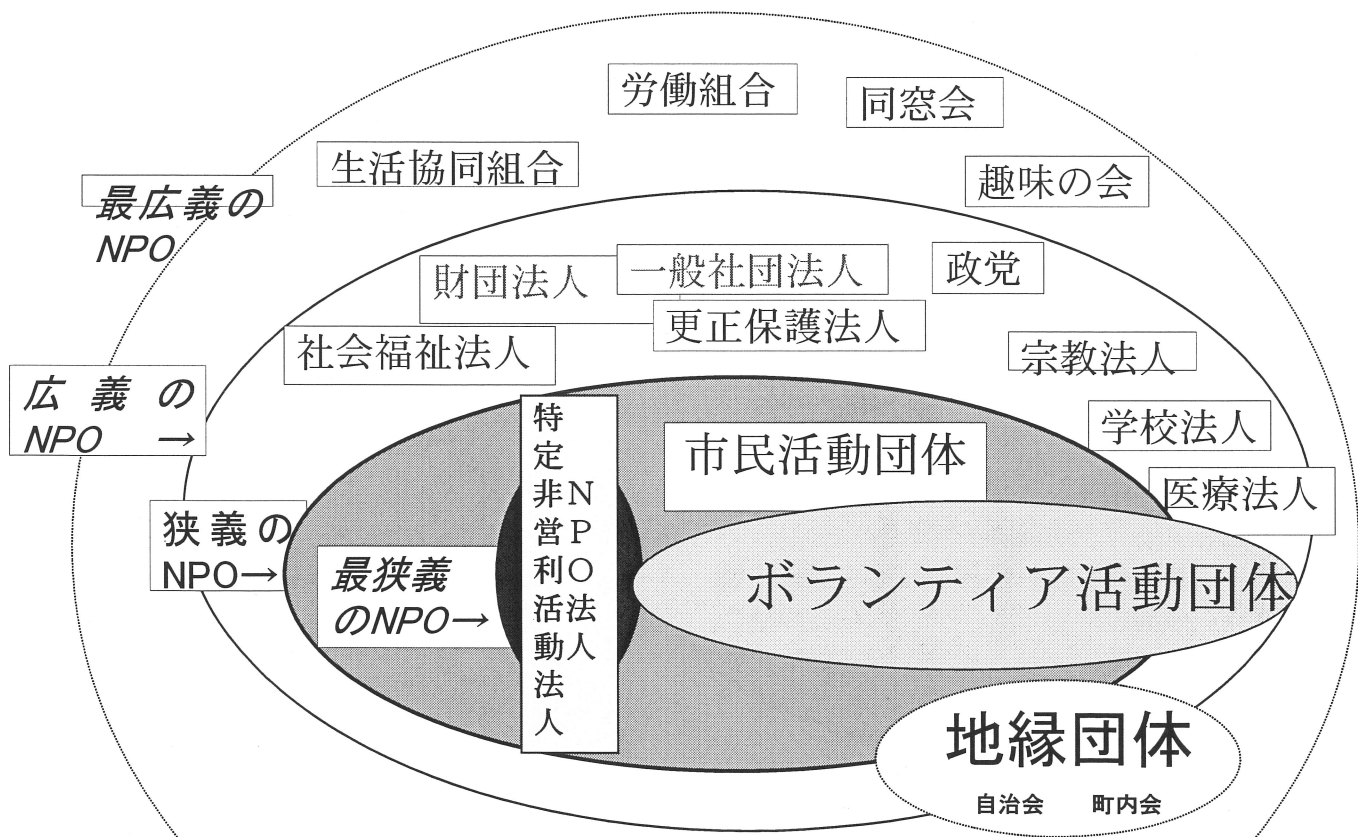


はじめてのNPO

～NPOってなんだろう？（初級編）～

2012年10月6日

東大阪市社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター



NPOとは社会貢献活動を行う
営利を目的としない団体の総称

NPO法人とは

特定非営利活動促進法(NPO法)

平成10年(1998)施行に基づき、法人格を取得した「特定非営利活動法人」の総称である。

24年8月現在 全国 46,160法人、
大阪府 2,994法人、
東大阪市内 131法人、

NPO法人とは

Non
非

Profit
営利

Organization
組織

- ① 地域や社会を良くするために公益活動を行う
民間非営利組織のこと(行政からは独立)
- ② 収益を分配しない組織 ⇒ 儲けてもよい
- ③ 収益事業を行うことはできる⇒法人税は掛かる
34種類の収益事業 = 「世の中に存在する、ほぼすべての事業」
- ④ 収入は会費、寄付、助成金、事業収入がある
- ④ 会員と役員、事務局、ボランティアで組織化
- ⑤ 事業を行うスタッフには給料(有償)を支払う

何が特定なんだろう？ (NPO法人ができないこと)

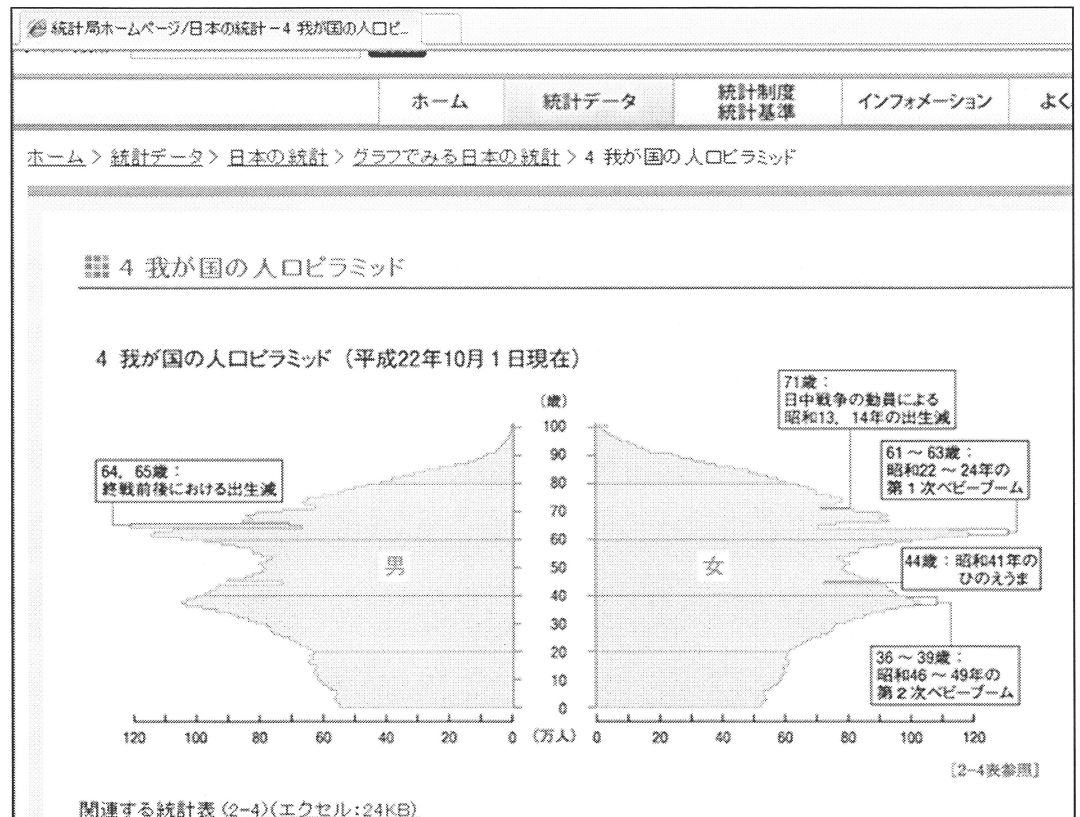
- ・ 活動分野を20の中から選択、所轄庁が認証する
(できないこと)
- ・ 活動によって得た利益を構成員で分配。
- ・ 宗教活動(教義を広め、儀式行事、信者の育成)
- ・ 政治上の主義推進、支持、選挙活動
- ・ 公職者や政党を推薦・支持、または反対する活動
- ・ 特定の個人法人、団体の利益を目的とする活動
- ・ 特定の政党のために利用する活動
- ・ 暴力団やその構成員の統制下にある活動

日本の 課題

経済の停滞
(失われた20年)

人口の減少
(少子高齢化)

税収の減少



- ・ 国の予算の半分を国債の発行で補う ⇒ 孫たちへの負の遺産
- ・ 従来のやり方(官の主導)では行き詰る ⇒ (市)民の力がたより

NPOは新しい公のセクター

第3セクター(市民・NPO)

地縁団体・市民活動団体
ボランティア団体

公益法人
NPO法人
社団・財団・学校・医療・社会
福祉法人・宗教法人

公益

第1セクター(行政)

公平・平等・中立

民

コミュニティビジネス

第2セクター(企業)

目的:利潤追求

自らあげた利益を分配、運営

形態:株式会社
有限会社・合資会社

私益

官

・行政や企業で
できないことを担う
・多種多様なニーズに
対応・新しい働く場

NPO法人に期待される役割

- ・ 多種多様な地域課題に合わせた事業で解決
- ・ 地域活性化や地域課題を市民の力で解決
(行政・企業と協働しながら)
- ・ 市民公益活動団体も公益的事業を担う時代
- ・ 指定管理者制度の受け皿となり、施策を担う



「新しい公共」の担い手
(事業報告書と会計の公開が義務)

NPOの活動と税金

収益事業には
法人税がかかる。

赤字でも 均等割税
(市 5万・府2万)

収益事業か、どうか
事業別に判断する。
(税務署に相談)

事業収入が1000万
を超えたら2年後に、
消費税を支払う。

税率は会社と一緒に
優遇処置はない！

1年目 活動計算書 (例)		(非)	(収益事業)	(非)	
		管理運営	介護保険事業	見守り事業	合計
I 経常収益					
1. 受取会費 (会費収入)		120,000			120,000
2. 受取寄付金 (寄付金収入)		200,000			200,000
3. 受取助成金 (助成金収入)				300,000	300,000
4. 事業収入 (介護保険収入)			20,000,000		20,000,000
5. 事業収入 (介護保険外収入)			100,000		
バザー収入				20,000	20,000
経常収益計		320,000	20,100,000	320,000	20,640,000
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給与			15,000,000		15,000,000
法定福利費			1,800,000		1,800,000
人件費計		0	16,800,000	0	1,800,000
(2) その他経費					
旅費交通費			480,000	250,000	230,000
~~~~~					
諸謝金			240,000		
その他経費計		0	2,680,000	346,000	494,000
事業費計		0	19,480,000	346,000	2,294,000
2. 管理費					
印刷製本費		70,000	130,000		200,000
~~~~~					
雑費		100,000	10,000		110,000
その他経費計		170,000	250,000	0	420,000
管理費計		170,000	730,000	0	900,000
経常費用計		170,000	20,210,000	346,000	20,726,000
当期正味財産増減額		150,000	△ 110,000	△ 26,000	14,000
前期繰越正味財産額		0	0		0
次期繰越正味財産額		150,000	△ 110,000	△ 26,000	14,000

次年度のために、繰越財産がないと運営できない！

NPOはどれも素晴らしいの？

- 自由な法人運営を尊重し、情報公開を通じた市民の選択・監視を前提に、所轄庁の関与が極力抑制された制度
- 書面審査による認証のため、その団体の活動についてお墨付きを与えたわけではない。
- 公開されている情報などをもとにして、団体がどの程度信用できるかを市民一人一人が判断することを求められている。

NPOの相談なら

東大阪市社会福祉協議会

ボランティア・市民活動センターへ

電話 06-6789-5550 FAX06-6789-2924

ひとりひとりが主役の世の中へ